

# フィデリティ・ ファンドラップ・シリーズ

フィデリティ・日本株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
追加型投信/国内/株式

フィデリティ・欧州株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
追加型投信/海外/株式

フィデリティ・北米株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
追加型投信/海外/株式

フィデリティ・英国株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
追加型投信/海外/株式

フィデリティ・世界総合債券・ファンド(ファンドラップ専用)  
追加型投信/内外/債券

フィデリティ・世界ハイ・イールド債券・ファンド(ファンドラップ専用)  
追加型投信/内外/債券

フィデリティ・アジア・パシフィック株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
追加型投信/海外/株式

フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
追加型投信/内外/株式

フィデリティ・世界新興国株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
追加型投信/海外/株式

フィデリティ・世界リート・ファンド(ファンドラップ専用)  
追加型投信/内外/不動産投信

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

■本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

■投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

## 委託会社

ファンドの運用の指図を行なう者

## フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

## 照会先

フリーコール：**0120-00-8051** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ：<https://www.fidelity.co.jp/>

## 受託会社

ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

## 三菱UFJ信託銀行株式会社



以下、各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

なお、各ファンドを総称して「フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ」という場合があります。

フィデリティ・日本株式・ファンド(ファンドラップ専用)	: 日本株式
フィデリティ・欧州株式・ファンド(ファンドラップ専用)	: 欧州株式
フィデリティ・北米株式・ファンド(ファンドラップ専用)	: 北米株式
フィデリティ・英国株式・ファンド(ファンドラップ専用)	: 英国株式
フィデリティ・世界総合債券・ファンド(ファンドラップ専用)	: 世界総合債券
フィデリティ・世界ハイ・イールド債券・ファンド(ファンドラップ専用)	: 世界ハイ・イールド債券
フィデリティ・アジア・パシフィック株式・ファンド(ファンドラップ専用)	: アジア・パシフィック株式
フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド(ファンドラップ専用)	: オルタナティブ株式
フィデリティ・世界新興国株式・ファンド(ファンドラップ専用)	: 世界新興国株式
フィデリティ・世界リート・ファンド(ファンドラップ専用)	: 世界リート

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
日本株式	追加型投信	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	日本	ファンド・ オブ・ ファンズ	—
欧州株式	追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)
北米株式	追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)
英国株式	追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)
世界総合債券	追加型投信	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	年1回	グローバル (含む日本)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)
世界ハイ・イールド債券	追加型投信	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券(ハイ・イールド債)))	年1回	グローバル (含む日本)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)
アジア・パシフィック株式	追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	アジア、 オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)
オルタナティブ株式	追加型投信	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	グローバル (含む日本)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)
世界新興国株式	追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)
世界リート	追加型投信	内外	不動産投信	その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社

## フィデリティ投信株式会社

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2020年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…

3兆1,230億円(2020年9月末現在)



■この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・ファンドラップ・シリーズの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年11月26日に関東財務局長に提出し、2020年12月12日にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様にご意向を確認させていただきます。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

各ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

## ファンドの特色

- 1 「フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ」は、原則として、投資者とフィデリティ投信株式会社が締結する投資一任契約に基づいて、資金を運用するための専用ファンドです。
  - 「フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ」の購入の申込みを行なう投資者は、フィデリティ投信株式会社との投資一任契約および販売会社との投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約を締結する必要があります。
- 2 「フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ」を構成する各ファンドは、投資対象が異なり、投資信託証券またはマザーファンドへの投資を通じて実質的な運用を行ないます。
- 3 「フィデリティ・ファンドラップ・シリーズ」を構成する各ファンドのファンドの特色は以下の通りです。

### フィデリティ・日本株式・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
  - フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドⅡーフィデリティ・ジャパン・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
  - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 2 投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本の株式等へ投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。

### フィデリティ・欧州株式・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
  - フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドⅡーフィデリティ・ヨーロッパ(除く英国)・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
  - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 2 投資信託証券への投資を通じて、実質的に欧州(除く英国)の株式等へ投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

### フィデリティ・北米株式・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
  - フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドⅡーフィデリティ・ノースアメリカ・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
  - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 2 投資信託証券への投資を通じて、実質的に北米の株式等へ投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

# 1. ファンドの目的・特色

## フィデリティ・英国株式・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
  - フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドⅡーフィデリティ・UK・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
  - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 2 投資信託証券への投資を通じて、実質的に英国の株式等へ投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

## フィデリティ・世界総合債券・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
  - フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドⅡーフィデリティ・グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
  - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 2 投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界の債券等(ハイ・イールド債券、投資適格債券、エマージング・マーケット債券を含む)へ投資を行ない、収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

## フィデリティ・世界ハイ・イールド債券・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
  - フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドⅡーフィデリティ・グローバル・サブIG・フィクスト・インカム・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
  - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 2 投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界のハイ・イールド債券等へ投資を行ない、収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

## フィデリティ・アジア・パシフィック株式・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
  - フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドⅡーフィデリティ・アジア・パシフィック(除く日本)・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
  - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 2 投資信託証券への投資を通じて、実質的にアジア、オセアニア(除く日本)の株式等へ投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)



# 1. ファンドの目的・特色

## フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
  - フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドIIーフィデリティ・オルタナティブ・リステッド・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
  - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 2 投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界のコモディティ(商品)関連などのオルタナティブ株式(上場)等へ投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

## フィデリティ・世界新興国株式・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 主として、以下の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
  - フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドIIーフィデリティ・グローバル・エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託)
  - フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- 2 投資信託証券への投資を通じて、実質的に世界の新興国の株式等へ投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。(為替ヘッジは投資する外国投資信託証券において行なわれます。)

## フィデリティ・世界リート・ファンド(ファンドラップ専用)

- 1 フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(リート)(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)を主要な投資対象とし、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 2 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。

※ファンドは「フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 1. ファンドの目的・特色

## 運用の委託先

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンドの運用にあたっては、FILインベストメンツ・インターナショナルに、運用の指図に関する権限を委託します。

委託先名称	委託する業務の内容
FILインベストメンツ・インターナショナル (所在地:英国)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生じしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができません。

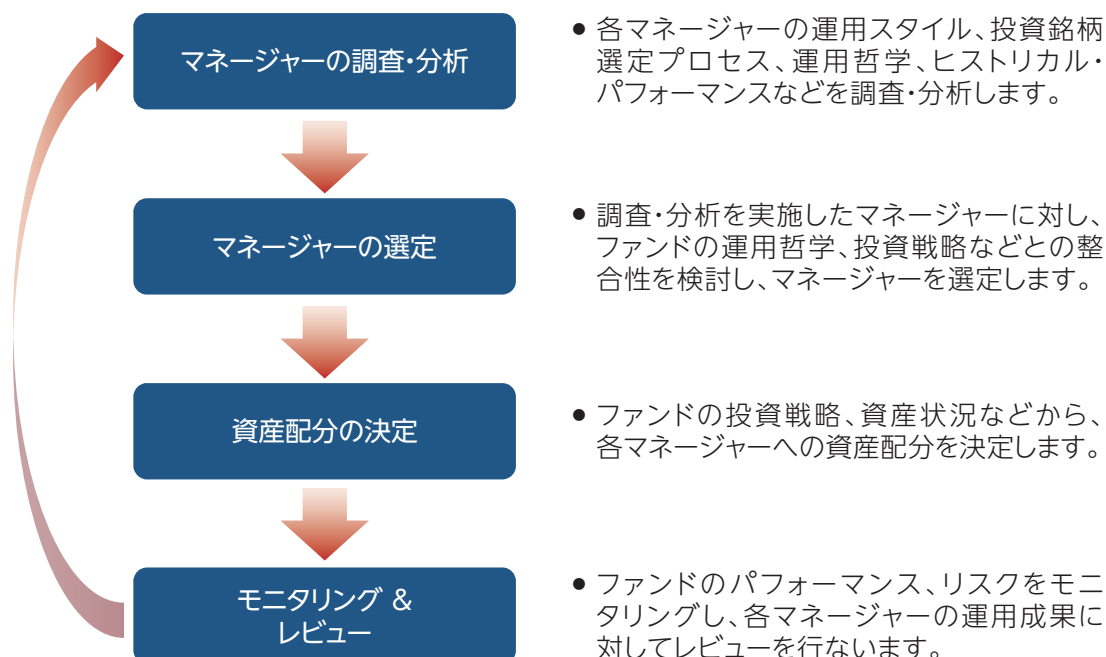
※FILインベストメンツ・インターナショナルおよびフィデリティ投信株式会社は、FILリミテッドの実質的な子会社です。FILリミテッドは世界有数の資産運用会社として、アジア太平洋、欧州、中近東、南アメリカにおいて、投資家向けにさまざまなアセットクラスを網羅する投資商品や、リタイアメント・ソリューションを提供しています。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

## ファンドの実質的運用プロセス

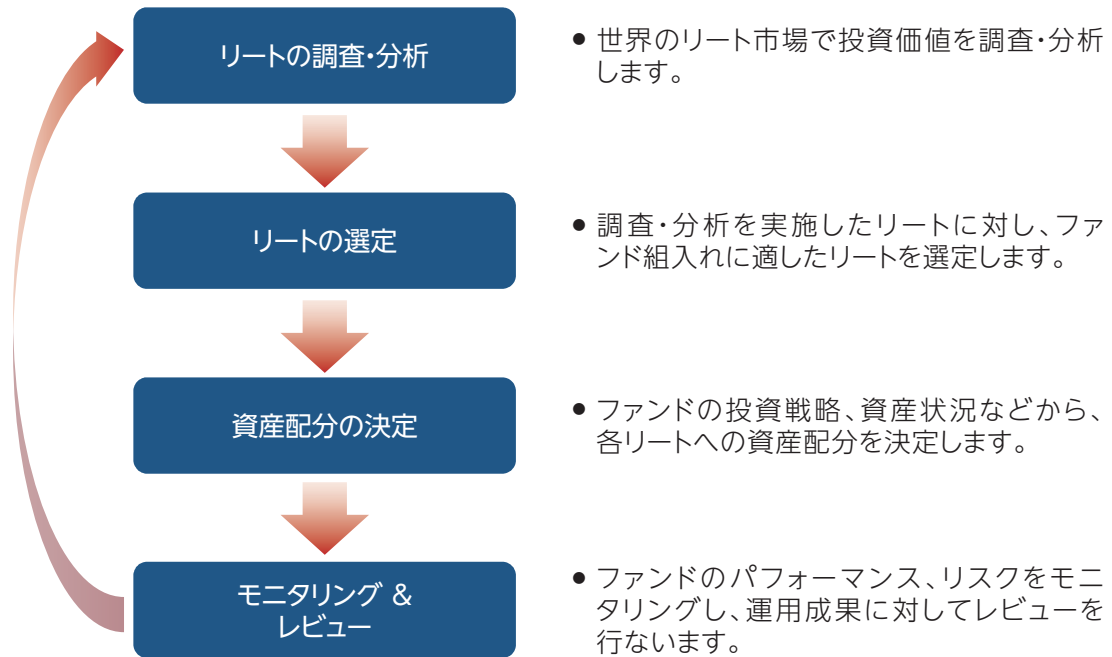
- フィデリティ・日本株式・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・欧州株式・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・北米株式・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・英国株式・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・世界総合債券・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・世界ハイ・イールド債券・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・アジア・パシフィック株式・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・世界新興国株式・ファンド(ファンドラップ専用)

各投資対象ファンドではマルチ・マネージャー方式の運用プロセスを採用しており、運用会社が実質的に運用を担当するマネージャーを、運用会社(含むグループ会社)の内外部から、下記のプロセスを通じて複数選定しています。



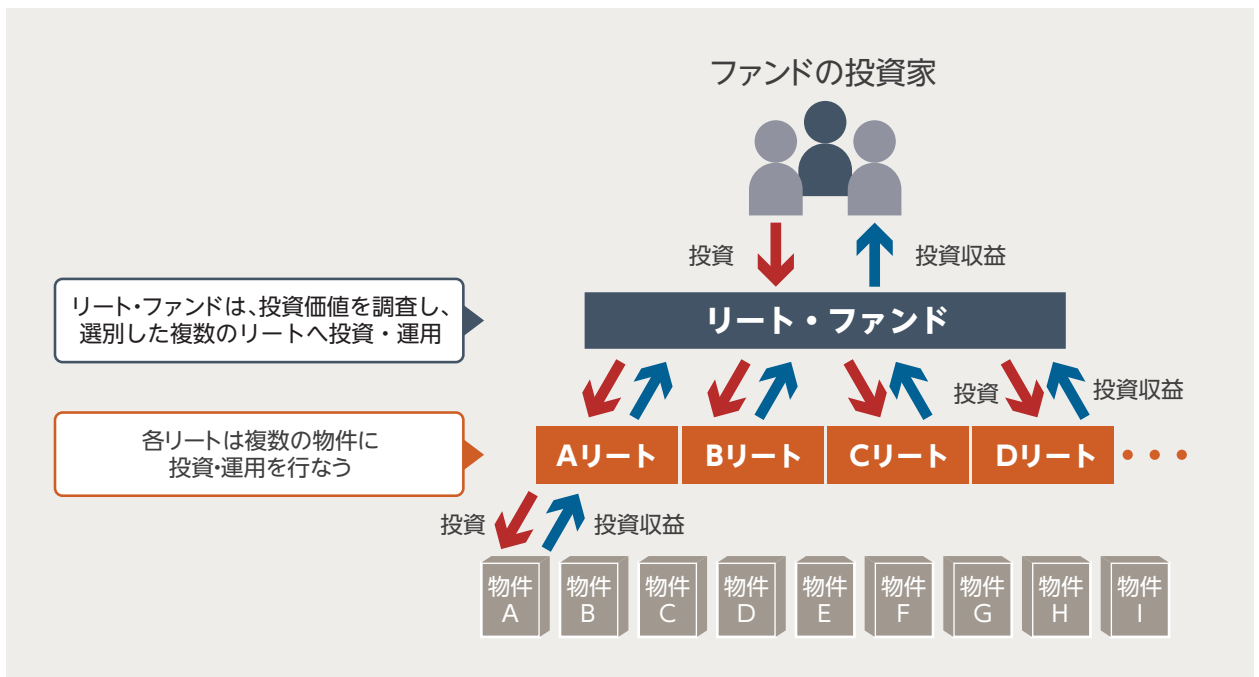
# 1. ファンドの目的・特色

## フィデリティ・世界リート・ファンド(ファンドラップ専用)



## 『リート(不動産投資信託)』とは?

- リート(Real Estate Investment Trust)とは、多数の投資家の資金を集めて、オフィスビル、商業施設、住宅などのさまざまな形態の不動産を取得、管理、運用することを目的とする不動産投資信託のことです。
- 1960年に米国で初めて導入されました。リートは、株式、社債、借り入れなどのさまざまな資金調達が可能です。

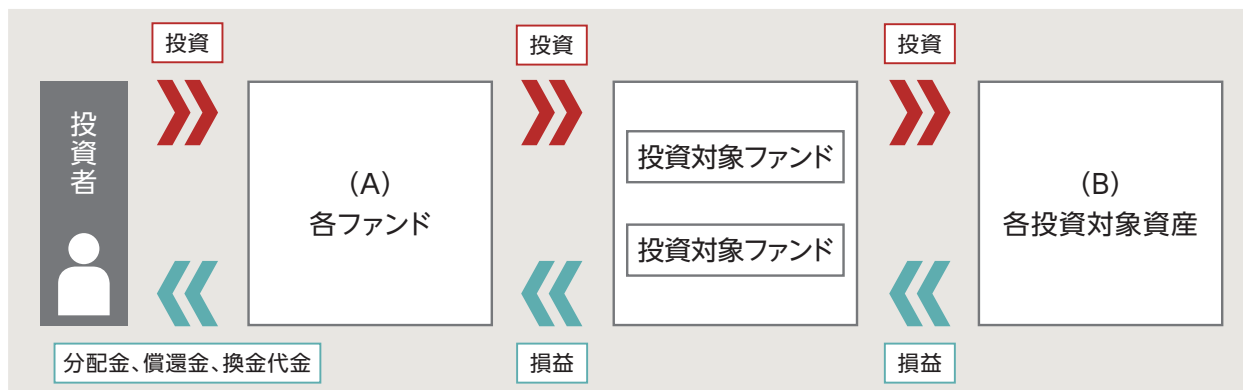




# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み

- フィデリティ・日本株式・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・欧州株式・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・北米株式・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・英国株式・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・世界総合債券・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・世界ハイ・イールド債券・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・アジア・パシフィック株式・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド(ファンドラップ専用)
- フィデリティ・世界新興国株式・ファンド(ファンドラップ専用)

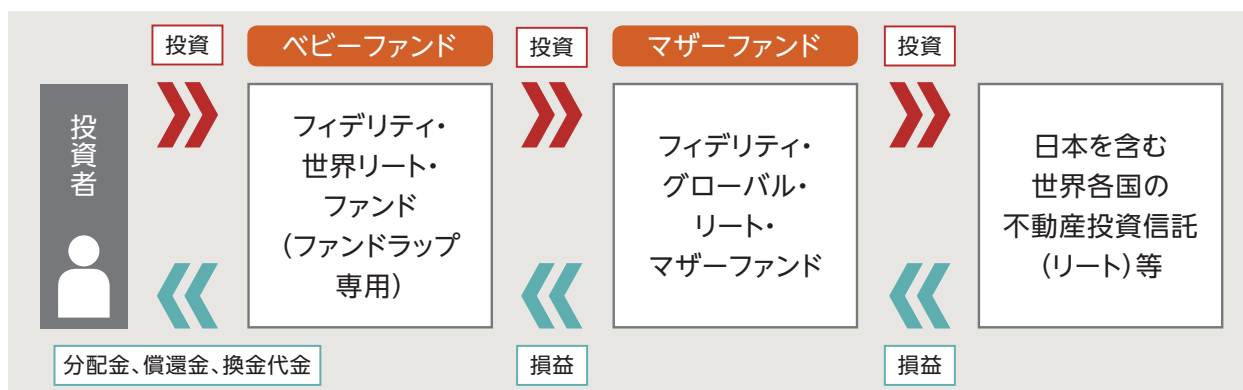


各ファンドは、複数の投資信託証券(投資対象ファンド)への投資を通じて、主として各投資対象資産へ実質的に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。

※上記の図における(A)および(B)は、以下の通り読みかえるものとします。

(A) ファンド	(B) 投資対象資産
フィデリティ・日本株式・ファンド(ファンドラップ専用)	日本の株式等
フィデリティ・欧州株式・ファンド(ファンドラップ専用)	欧州(除く英国)の株式等
フィデリティ・北米株式・ファンド(ファンドラップ専用)	北米の株式等
フィデリティ・英国株式・ファンド(ファンドラップ専用)	英国の株式等
フィデリティ・世界総合債券・ファンド(ファンドラップ専用)	日本を含む世界の債券等
フィデリティ・世界ハイ・イールド債券・ファンド(ファンドラップ専用)	日本を含む世界のハイ・イールド債券等
フィデリティ・アジア・パシフィック株式・ファンド(ファンドラップ専用)	アジア、オセアニア(除く日本)の株式等
フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド(ファンドラップ専用)	日本を含む世界のコモディティ(商品) 関連などのオルタナティブ株式(上場)等
フィデリティ・世界新興国株式・ファンド(ファンドラップ専用)	世界の新興国の株式等

## フィデリティ・世界リート・ファンド(ファンドラップ専用)



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として日本を含む世界各国の不動産投資信託(リート)等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

# 1. ファンドの目的・特色

## 主な投資制限

### フィデリティ・日本株式・ファンド(ファンドラップ専用)

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への投資	直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。
一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限	投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

フィデリティ・欧州株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・北米株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・英国株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・世界総合債券・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・世界ハイ・イールド債券・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・アジア・パシフィック株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・世界新興国株式・ファンド(ファンドラップ専用)

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への投資	直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限	投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

### フィデリティ・世界リート・ファンド(ファンドラップ専用)

不動産投資信託への実質投資割合	制限を設けません。
株式への実質的な直接投資	行ないません。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限	投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

## 収益分配方針

毎決算時(原則8月30日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みません。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 2. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

#### 投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

各ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なう投資対象ファンドまたはマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

#### 主な変動要因

各ファンドの主な変動要因は以下の項目のうち○印のものとなります。

各ファンド	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
日本株式	○				○			
欧州株式	○			○	○			○
北米株式	○			○	○			
英国株式	○			○	○			
世界総合債券	○	○	○	○	○			○
世界ハイ・イールド債券	○	○	○	○	○			○
アジア・パシフィック株式	○			○	○			○
オルタナティブ株式	○			○	○		○	○
世界新興国株式	○			○	○			○
世界リート	○			○		○		○

#### ①価格変動リスク

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

#### ②信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。

#### ③金利変動リスク

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

#### ④為替変動リスク

為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。

## 2. 投資リスク

<p>⑤デリバティブ (派生商品)に 関するリスク</p>	<p>ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定されず、運用の効率を高めたり、超過収益を得るための手段として用いられる場合もあります。デリバティブは基礎となる資産、利率、指数等の変動以上に値動きする場合があります。また、デリバティブ以外の資産の価格の動きに加えて、デリバティブの価格の動きがファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。</p>	
<p>⑥リートに関わる リスク</p>	<p>リートの保有する 不動産に関する リスク</p>	<p>リートは主として不動産に投資するため、不動産の評価額がリートの価格の決定に大きな影響を与えます。したがって、リートが投資する不動産の状況の違いにより、リートの価格や配当率は影響を受けます。</p>
	<p>リート経営に 関するリスク</p>	<p>リートは法人組織であり、その運営如何によっては、収益性や財務内容が大きく変動する場合があります。</p>
	<p>リートに係る 規制環境に 関するリスク</p>	<p>リートに関する法律、税制、会計など規制環境の変化により、リートの価格や配当率が影響を受けます。</p>
	<p>不動産市場に 関するリスク</p>	<p>リートの主な収益は、保有不動産からの賃貸収入が占めています。したがって、不動産市況や空室率の変動により、リートの価格や配当率は影響を受けます。</p>
	<p>金利リスク</p>	<p>リートによる資金の借り入れ状況によっては、金利変動による借り入れ返済負担の増減により、リートの価格や配当率が影響を受けます。</p>
<p>⑦コモディティに 関わるリスク</p>	<p>コモディティへの投資においては、国際商品市況指数の騰落率に連動する運用成果を目指す投資信託証券等に投資しますが、当該投資信託証券等の値動きと当該指数の値動きは必ずしも一致しません。当該指数は複数の商品から構成された指数であり、それぞれの商品の需給関係、為替、金利の変化等さまざまな要因で変動します。また、商品市場は、景気循環、経済発展・人口・資源開発・技術革新等による影響、天候等による豊作・不作、産出国の政治・社会情勢等の影響を受けます。これらに伴い、結果としてファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。</p>	
<p>⑧エマージング 市場に関わる リスク</p>	<p>エマージング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。</p>	

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## 2. 投資リスク

### その他の留意点

クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
分配金に関する留意点	<p>分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。</p> <p>投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。</p> <p>ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。</p>
上記の他、「フィデリティ・北米株式・ファンド(ファンドラップ専用)」には下記の留意点もあります。	
エマージング市場に関わる留意点	エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。



### リスクの管理体制

#### 管理方法

フィデリティ・日本株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・欧州株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・北米株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・英国株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・世界総合債券・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・世界ハイ・イールド債券・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・アジア・パシフィック株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド(ファンドラップ専用)  
フィデリティ・世界新興国株式・ファンド(ファンドラップ専用)

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

#### フィデリティ・世界リート・ファンド(ファンドラップ専用)

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

#### 運用部門

部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。

#### 運用に関するコンプライアンス部門

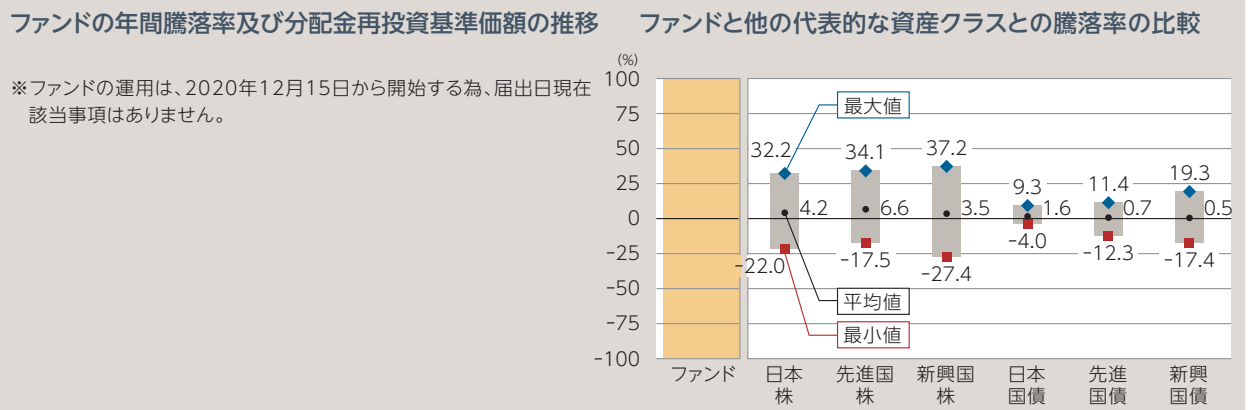
法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。



## 2. 投資リスク

### (参考情報)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



※ファンドの運用は、2020年12月15日から開始する為、届出日現在該当事項はありません。他の代表的な資産クラスについては2015年10月～2020年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 代表的な資産クラスの指数

<b>日本株</b> TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標に関するすべての権利は (株東京証券取引所) が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所) より提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所) は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
<b>先進国株</b> MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc. に帰属しております。
<b>新興国株</b> MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc. に帰属しております。
<b>日本国債</b> NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
<b>先進国債</b> FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
<b>新興国債</b> JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指数の著作権はジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属しております。指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co. 及び関係会社 (「JPモルガン」) に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

## 3. 運用実績

※運用実績について別途月次等で適時開示する予定であり、その場合委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

ファンドの運用は、2020年12月15日から開始する為、届出日現在運用実績はありません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配の推移

該当事項はありません。

### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	当初申込期間:1口=1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日またはグッド・フライデーにおいては、お申込みの受付は行ないません。
購入の申込期間	当初申込期間:2020年12月14日 継続申込期間:2020年12月15日から2021年11月26日まで 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(2020年12月15日設定)
繰上償還	各ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年8月30日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。 ※第1期の決算日は2021年8月30日とします。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないません。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンド5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ( <a href="https://www.fidelity.co.jp/">https://www.fidelity.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎年8月のファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

### お申込みメモ

課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2020年9月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
購入の申込者の制限	ファンドのお申込みを行なう投資者は、フィデリティ投信株式会社と投資一任契約を締結した投資者等に限るものとします。

# 4. 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料      ありません。

信託財産留保額    ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### フィデリティ・日本株式・ファンド(ファンドラップ専用)

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.407% (税抜0.37%) の率を乗じた額が運用管理費用 (信託報酬) として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日 (当該日が休業日の場合は翌営業日) 及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 運用管理費用 (信託報酬) の配分 <span style="float: right;">(年率/税抜)</span>		
	ファンドの純資産総額に対して	0.37%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	0.15%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価	
投資対象とする 投資信託証券*	年率0.70% (税抜) 程度		
実質的な負担*	<b>年率1.107% (税込) 程度</b>		

#### フィデリティ・欧州株式・ファンド(ファンドラップ専用)

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.407% (税抜0.37%) の率を乗じた額が運用管理費用 (信託報酬) として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日 (当該日が休業日の場合は翌営業日) 及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 運用管理費用 (信託報酬) の配分 <span style="float: right;">(年率/税抜)</span>		
	ファンドの純資産総額に対して	0.37%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	0.15%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価	
投資対象とする 投資信託証券*	年率0.73% (税抜) 程度		
実質的な負担*	<b>年率1.137% (税込) 程度</b>		

# 4. 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### フィデリティ・北米株式・ファンド(ファンドラップ専用)

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.407%(税抜0.37%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。										
	(年率/税抜)										
	ファンドの純資産総額に対して	0.37%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率								
	<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.15%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.20%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.02%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table>	委託会社	0.15%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価	
委託会社	0.15%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価									
受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価									
投資対象とする 投資信託証券*	年率0.58%(税抜)程度										
実質的な負担*	<b>年率0.987%(税込)程度</b>										

### フィデリティ・英国株式・ファンド(ファンドラップ専用)

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.407%(税抜0.37%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。										
	(年率/税抜)										
	ファンドの純資産総額に対して	0.37%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率								
	<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.15%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.20%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.02%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table>	委託会社	0.15%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価	
委託会社	0.15%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価									
受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価									
投資対象とする 投資信託証券*	年率0.73%(税抜)程度										
実質的な負担*	<b>年率1.137%(税込)程度</b>										



# 4. 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### フィデリティ・世界総合債券・ファンド(ファンドラップ専用)

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.407% (税抜0.37%) の率を乗じた額が運用管理費用 (信託報酬) として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日 (当該日が休業日の場合は翌営業日) 及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。										
	(年率/税抜)										
	ファンドの純資産総額に対して	0.37%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率								
	<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.15%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.20%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.02%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table>	委託会社	0.15%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価	
委託会社	0.15%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価									
受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価									
投資対象とする 投資信託証券*	年率0.53% (税抜) 程度										
実質的な負担*	<b>年率0.937% (税込) 程度</b>										

### フィデリティ・世界ハイ・イールド債券・ファンド(ファンドラップ専用)

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.407% (税抜0.37%) の率を乗じた額が運用管理費用 (信託報酬) として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日 (当該日が休業日の場合は翌営業日) 及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。										
	(年率/税抜)										
	ファンドの純資産総額に対して	0.37%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率								
	<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.15%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.20%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.02%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table>	委託会社	0.15%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価	
委託会社	0.15%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価									
受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価									
投資対象とする 投資信託証券*	年率0.68% (税抜) 程度										
実質的な負担*	<b>年率1.087% (税込) 程度</b>										

## ファンドの費用・税金

### フィデリティ・アジア・パシフィック株式・ファンド(ファンドラップ専用)

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.407% (税抜0.37%) の率を乗じた額が運用管理費用 (信託報酬) として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日 (当該日が休業日の場合は翌営業日) 及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
	(年率/税抜)		
	ファンドの純資産総額に対して	0.37%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	0.15%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする 投資信託証券*	年率0.83% (税抜) 程度		
実質的な負担*	<b>年率1.237% (税込) 程度</b>		

### フィデリティ・オルタナティブ株式・ファンド(ファンドラップ専用)

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.407% (税抜0.37%) の率を乗じた額が運用管理費用 (信託報酬) として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日 (当該日が休業日の場合は翌営業日) 及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
	(年率/税抜)		
	ファンドの純資産総額に対して	0.37%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	0.15%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする 投資信託証券*	年率0.38% (税抜) 程度		
実質的な負担*	<b>年率0.787% (税込) 程度</b>		

## ファンドの費用・税金

### フィデリティ・世界新興国株式・ファンド(ファンドラップ専用)

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.407%(税抜0.37%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。										
	(年率/税抜)										
	ファンドの純資産総額に対して	0.37%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率								
	<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.15%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.20%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.02%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table>	委託会社	0.15%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価	
委託会社	0.15%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価									
受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価									
投資対象とする 投資信託証券*	年率0.83%(税抜)程度										
実質的な負担*	<b>年率1.237%(税込)程度</b>										

### フィデリティ・世界リート・ファンド(ファンドラップ専用)

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 <b>年0.825%(税抜0.75%)</b> の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。										
	(年率/税抜)										
	ファンドの純資産総額に対して	0.75%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率								
	<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.53%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.20%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.02%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table>	委託会社	0.53%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価	
委託会社	0.53%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価									
受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価									
マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。											

# 4. 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

その他費用・ 手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。	<b>組入有価証券の売買委託手数料：</b> 有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 <b>信託事務の諸費用等：</b> 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息
	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10% (税込) を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	<b>法定書類等の作成等に要する費用：</b> 有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷及び提出等に係る費用 <b>監査費用：</b> ファンドの監査人等に対する報酬及び費用

\* 2020年11月26日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。  
※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。  
※上記は2020年9月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。  
※法人の場合は上記とは異なります。  
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 投資対象ファンドの概要(2020年11月26日現在)

各ファンドは、下記の投資対象ファンドを主要投資対象とします。  
 下記の記載事項は、当該投資対象ファンド固有の事情により変更される場合があります。  
 下記以外のファンドが追加になる場合、または下記ファンドが投資対象ファンドから除外される場合があります。

各ファンド	投資対象ファンド	運用会社	概要
日本株式	フィデリティ・コモ・コントラクチュアル・ファンドII-フィデリティ・ジャパン・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託/円建て)	FILファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド	主として日本の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
欧州株式	フィデリティ・コモ・コントラクチュアル・ファンドII-フィデリティ・ヨーロッパ(除く英国)・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託/円建て(為替ヘッジあり))	FILファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド	主として欧州(除く英国)の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
北米株式	フィデリティ・コモ・コントラクチュアル・ファンドII-フィデリティ・ノースアメリカ・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託/円建て(為替ヘッジあり))	FILファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド	主として北米の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
英国株式	フィデリティ・コモ・コントラクチュアル・ファンドII-フィデリティ・UK・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託/円建て(為替ヘッジあり))	FILファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド	主として英国の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
世界総合債券	フィデリティ・コモ・コントラクチュアル・ファンドII-フィデリティ・グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託/円建て(為替ヘッジあり))	FILファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド	主として日本を含む世界の債券に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長と収益の確保を目指します。
世界ハイ・イールド債券	フィデリティ・コモ・コントラクチュアル・ファンドII-フィデリティ・グローバル・サブIG・フィクスト・インカム・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託/円建て(為替ヘッジあり))	FILファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド	主として日本を含む世界のハイ・イールド債券に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長と収益の確保を目指します。
アジア・パシフィック株式	フィデリティ・コモ・コントラクチュアル・ファンドII-フィデリティ・アジア・パシフィック(除く日本)・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託/円建て(為替ヘッジあり))	FILファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド	主としてアジア・オセアニア(除く日本)の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
オルタナティブ株式	フィデリティ・コモ・コントラクチュアル・ファンドII-フィデリティ・オルタナティブ・リステッド・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託/円建て(為替ヘッジあり))	FILファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド	主として日本を含む世界のコモディティ(商品)関連などのオルタナティブ株式(上場)に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
世界新興国株式	フィデリティ・コモ・コントラクチュアル・ファンドII-フィデリティ・グローバル・エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド(アイルランド籍外国証券投資信託/円建て(為替ヘッジあり))	FILファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド	主として世界の新興国の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
日本株式/欧州株式/北米株式/英国株式/世界総合債券/世界ハイ・イールド債券/アジア・パシフィック株式/オルタナティブ株式/世界新興国株式	フィデリティ・ファンズ-USDドル・キャッシュ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)	主として米ドル建ての債券等に投資を行ないます。



見やすく読み間違えにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。









